

最新情報のお知らせ

このたび、「基本テキスト・基礎知識」につきまして、育児・介護休業法につき、2025年4月1日施行の改正法の最新情報を追加いたします。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

P99 ⑤ (2) 育児休業、看護休暇 1 段落目	2025年（令和 7 年）4 月 1 日施行の改正法では、対象が小学校就学前の子から、 小学校3年生修了 まで広がり、子の看護のための休暇だけでなく、 感染症に伴う学級閉鎖等や、入園（入学）式、卒園式のための休暇 も取得することができます。
P. 100 《2025年時事》追加	2025年（令和 7 年）4 月 1 日施行の改正法の重要ポイント （育児休業取得状況の公表義務適用拡大） 毎年 1 回以上、労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならないとする公表義務の対象が、従業員数1000人の事業主から従業員数 300人超 の事業主まで拡大されました。 （育児休暇・介護休暇を取得できる労働者の要件緩和） 労使協定による継続雇用期間 6 か月未満の労働者は、看護休暇・介護休暇を取得できる労働者から除外できるとされていましたが 撤廃 されました。 （育児・介護のためのテレワーク導入） 3歳未満の子 を養育する労働者や、 要介護状態の対象家族を介護 する労働者に対して、 テレワーク を選択できるように措置を講ずることが、事業主に 努力義務化 されています。

以上